

## ～相談事例～

こんな時、どうするの？

診療所に水銀の血圧計があるのですが、どうしたらいいですか。



今月号も、協会にあった相談事例を紹介します。

(相談者)

水銀の血圧計が当診療所にありまして、処分したいと思いますが、処分方法を教えていただけないでしょうか。

(協会)

水銀の排出について 2013 年に水俣条約が採択され、日本も 2016 年に締結しこの条約は 2017 年に発効しました。それから、水銀血圧計は、平成 29 (2017) 年の法改正で新たに登場した「水銀使用製品廃棄物」に分類され、その中でも水銀を回収して固形化することが求められるものになりました。硫化して固形化するのですが、その処分ができる事業者は限られています。また、処分先 (北海道) に届けてくれる収集運搬業者も限られていると聞いています。5～6年前でしたか、医師会でまとめて排出するという話を聞いたことがありましたので、水銀血圧計を処分したい方を募ってみることを検討されてはいかがでしょうか。

(相談者)

今、お付き合いしている産廃の業者さんは東京の方で聞いてみたんですが快いお返事がいただけませんで。

(協会)

では、当方で有害なものを処分する技術を持つ事業者を紹介しますので、その方から情報を得ていただけますか？

(相談者)

わかりました。聞いてみます。蛍光灯も同じように処分が難しいのでしょうか。

(協会)

蛍光灯は、すべてが水銀使用製品ではありません。直管の場合「F」で始まるものは「水銀使用製品」ですが、それ以外は普通の金属とガラス、プラスチックでできているものになります。いずれにしても、蛍光灯は地元で処分できる業者がいますのでご紹介できます。

(相談者)

水銀使用製品の中には血圧計のように水銀を回収しなければならず、処分が難しいものと、処分ができるものがあるのですね。一覧表はないですか。

(協会)

ございます。環境省の HP で、水銀使用製品、回収と検索していただきますと、このパンフレットを入手できます。ぜひご覧ください。

<https://www.env.go.jp/content/900537042.pdf>

(相談者)

わかりました。